

橿原市と一般社団法人 KASHIHARA S. T. F との連携に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と一般社団法人 KASHIHARA S. T. F（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の発展に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、橿原市内の地域活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力する。

- （1）甲と包括連携協定している株式会社カプコンが著作権を有する又は管理する著作物「ストリートファイター」シリーズにおけるゲームソフトキャラクターの活用に関すること。
- （2）その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること。
- 2 前項各号に定める事項の具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙協議の上、取組毎に別途取り決める。
- 3 乙が、「ストリートファイター」シリーズにおけるゲームソフトキャラクターを活用する場合、必ず甲に報告をし、使用の確認を取ること。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

または「橿原市と株式会社カプコンとの地域活性化に関する包括連携協定書」第6条の規定に基づく有効期間終了と同時に終了するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定第2条第1項各号の連携協力により知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月21日

甲 奈良県橿原市八木町1-1-18
橿原市長

亀田 忠彦



乙 奈良県橿原市八木町一丁目7番3号302号室
一般社団法人 KASHIHARA S. T. F
代表理事

中谷 圭佑

